

# 山口県報

平成18年  
4月11日  
(火曜日)

## 目次

公告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請（県民生活課）……………一

大規模小売店舗舗立地法第五条第一項の規定による届出（二件）（商政課）……………一

大規模小売店舗舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取（商政課）……………三

防府都市計画臨港地区の変更の案の縦覧（都市計画課）……………三

雑報

県報の正誤（平成十八年四月四日山口県報の目次）……………三



### （二〇九）特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成十八年五月三十日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年四月十一日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成十八年三月三十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人素敵な人生

代 表 者 の 氏 名 大嶋 元

主たる事務所の所在地 山口市折本二丁目八番七号

### （二一〇）大規模小売店舗舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十八年四月十一日から同年八月十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年四月十一日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 （仮称）デオデオ新山口店

所在地 山口市平井九〇

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 株式会社デオデオ

住 所 広島市中区紙屋町二丁目一番一八号

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏 名 又は 名 称 住 所

株式会社デオデオ 住 所 広島市中区紙屋町二丁目一番一八号

代表者の氏名 友則 和寿

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成十八年十一月二十五日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

五、六六四平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

二七六台

(二) 駐輪場の収容台数

七七台

(三) 荷さばき施設の面積

二四〇平方メートル  
四 廃棄物等の保管施設の容量  
二九立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称

株式会社デオデオ

開店時刻  
午前一〇時

閉店時刻  
午後九時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後九時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後九時まで

八 届出年月日

平成十八年三月二十四日

(二二一) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十八年四月十一日から同年八月十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年四月十一日

山口県知事

二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク安岡ショッピングパーク

所在地 下関市富任町一丁目四七四の六

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社安成工務店

住所 下関市綾羅木新町三丁目七番一号

代表者の氏名 安成 信次

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名

氏名又は名称

住

所

代表者の氏名

株式会社丸久

防府市大字江泊一九三六

倉重 雅之

株式会社サンキュード

北九州市門司区黒川西三丁目一番一三号

平野 健二

株式会社しまむら

さいたま市北区宮原町二丁目一九番四号

藤原秀次郎

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成十八年十一月三十日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

五、四〇〇平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の収容台数

二六六台

(二) 駐輪場の収容台数

一五八台

(三) 荷さばき施設の面積

二〇一平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

七六立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称

株式会社丸久

開店時刻

閉店時刻

株式会社サンキュード

午前九時三〇分

午後一〇時

株式会社しまむら

午前九時

午後一〇時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時から翌日の午前零時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

四箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前零時から午後十二時まで

八 届出年月日

平成十八年三月二十九日

(二二二) 大規模小売店舗舗立法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗舗立法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十七年十一月二十五日山口県公告(六一八)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年四月十一日から同年五月十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年四月十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 ザ・ビッグ大内店  
所在地 山口市大内長野五八一
- 二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(二二三) 防府都市計画臨港地区の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、防府都市計画臨港地区を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該変更に係る防府都市計画臨港地区の案を次のとおり縦覧に供します。

平成十八年四月十一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 都市計画の種類及び名称  
防府都市計画臨港地区築地臨港地区
- 二 都市計画を変更する土地の区域  
防府市新築地町、鐘紡町、三田尻二丁目、大字新田及び鐘紡町地先
- 三 変更の内容  
区域の変更
- 四 都市計画の案の縦覧期間  
平成十八年四月十一日から二週間
- 五 都市計画の案の縦覧場所  
山口県土木建築部都市計画課及び防府市土木都市建設部河川課

一 都市計画の種類及び名称

防府都市計画臨港地区古浜臨港地区

都市計画を変更する土地の区域

防府市大字浜方

二 変更の内容

区域の変更

三 都市計画の案の縦覧期間

平成十八年四月十一日から二週間

四 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び防府市土木都市建設部河川課

一 都市計画の種類及び名称

防府都市計画臨港地区中関臨港地区

二 都市計画を変更する土地の区域

防府市大字浜方、大字田島及び大字浜方地先

三 変更の内容

区域の変更

四 都市計画の案の縦覧期間

平成十八年四月十一日から二週間

五 都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び防府市土木都市建設部河川課

正 誤

平成十八年四月四日山口県報の目次



指名競争入札 誤	一般競争入札 正
-------------	-------------

平成十八年四月十一日  
発行

発行  
行人所

山口  
県知事  
庁

定価一箇月  
金二千七百円（送料共）